

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

倉敷市

指定 第 3370204996 号

ご利用者及びご家族の方から、相談・要望があれば速やかに書類等を開示いたします。

当事業所はご契約者に対して通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容・契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護、要支援、事業対象者」の認定を受けられた方が対象です。

1. 事業所

- (1) 法人名 富田ケアセンター有限会社
- (2) 所在地 倉敷市玉島道口2754番地1
- (3) 電話番号 086-522-8511
- (4) 代表者氏名 代表取締役 山中 祥吉
- (5) 設立年月日 平成15年6月6日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 通所介護事業所 平成19年9月1日 指定 第3370204996号
介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）
平成30年4月1日
- (2) 事業所の目的 介護保険法の理念に基づき、「要介護、要支援、事業対象者」にある高齢者に対し、適切な通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供する。
- (3) 事業所の名称 第二富田デイサービスセンター
- (4) 事業所の所在地 倉敷市玉島道口2752番地1
- (5) 電話番号 086-522-8330
- (6) センター長氏名 吉元 愛未
- (7) 当事業所の運営方針
利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- (8) 開設年月日 平成19年9月1日
- (9) 利用定員 37名 （通常規模型通所介護 平成28年4月～）

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域：倉敷市・浅口市・里庄町・矢掛町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	日～土 祝日も営業 12月30～翌1月3日まで休み
営業時間	8：00～17：30
サービス提供時間	9：30～16：35

4. 職員の配置状況

当事業では、ご契約者に対して通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	人 員
管理者	1名
介護職員	名以上
生活相談員	名以上
看護職員	名以上
機能訓練指導員	名以上
管理栄養士	名以上

※訪問看護ステーションとの連携により、健康状態の確認等、行う場合があります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、下記の通りです。

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合 |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（介護保険負担割合証により）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

加算対象サービスについては、利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議した上で通所介護及び介護保険法第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）通所介護計画を定めます。

① 食事（但し、食費は別途いただきます）

- ・当事業では、管理栄養士の立てる献立により、ご契約者の身体の状況及び栄養状態等や嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため食堂（フロア）にて食事を摂っていただくことを原則としています。
- ・（食事時間）12：00～13：00

② 入浴

- ・一般浴槽・機械浴槽を利用して入浴することができます。
- ・入浴介助にかかわる職員は、入浴介助に関する基礎的な知識や研修等を行います。
- ・必要に応じて自宅で入浴が出来るよう機能訓練指導員等にてご契約者の動作及び自宅の浴室環境の評価、個別計画書の作成を行い助言、実施を行っていきます。

③ 排泄

- ・意思及び人格・人権を尊重して排泄の介助を行い、感染予防、体調管理を行います。

④ 個別機能訓練

- ・機能訓練指導員等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続ける事を目的に個別及び小集団にて訓練を実施します。

⑤ 口腔ケア

- ・看護職員等が連携しご契約者の口腔内の確認及び口腔機能向上を行う。

<サービスの利用料金（1回当たり）>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険負担割合証に応じた金額をお支払い下さい。（下記のサービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

サービス利用の自己負担額

<介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）> ※1割負担の場合

					(単位：円)	
要介護度	通所型サービス費	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	栄養アセスメント加算	送迎減算		
要支援1又は事業対象者	1798	72/月	50/月	47/回		
要支援2	3621	144/月				

<通所介護> ※1割負担の場合

(単位：円)

要介護度	3～4 hの場合	4～5 hの場合	5～6 hの場合	6～7 hの場合	7～8 hの場合	8～9 hの場合
要介護1	370	388	570	584	658	669
要介護2	423	444	673	689	777	791
要介護3	479	502	777	796	900	915
要介護4	533	560	880	901	1023	1041
要介護5	588	617	984	1008	1148	1168

入浴加算		個別機能訓練加算			A D L 維持 等加算Ⅱ	栄養アセスメント加算	栄養改善加算	栄養改善加算
(Ⅰ)	(Ⅱ)	(Ⅰ) 口	(Ⅰ) イ	(Ⅱ)				
40/日	55/日	76/日	56/日	20/月	60/月	50/月	3ヶ月内1月 2回限度150	200/日 (3ヶ月内1月 回限度200)
口腔機能向上 加算	サービス体制 強化加算 (Ⅱ)	送迎減算	サービス体制 強化加算 (Ⅱ)					
3ヶ月内1月 2回限度150	18/回	△47/回	18/回					

〈体制加算〉通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

科学的介護推進 体制	介護職員処遇改 善加算（Ⅰ）					
40/月	サービス提供単 位総数×9.2%					

介護報酬改定によりサービス利用料金に変更等があった場合は事前にお知らせ致します。

☆介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更いたします。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護、要支援または事業対象者の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供 ご契約者に提供する食事の費用です。

料金：1食あたり650円

② おむつ・リハビリパンツ代

種類	M	L	LL
尿取りパット	30円	50円	
リハビリパンツ	150円	170円	230円
紙おむつ	160円	180円	180円

③ レクリエーション、生きがいつくり

ご契約者の希望によりレクリエーションや生きがいつくりをしていただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活の購入代金等、ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明いたします。

(3) 利用料金のお支払い方法

サービス利用時、又は毎月まとめて翌月の10日以降に請求し、お支払いいただきます。

お支払い方法として、振り込み・口座引き落としでのお支払いをお願いします。

※手数料はご負担となります。

(4) 利用中止・変更・追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により通所介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

第二富田デイサービスセンター 086-522-8330

6. サービス利用に関する留意事項

当事業所の職員や他の利用者に対し、身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）、精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）セクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）は安心して働ける労働環境と安全確保のため許容しません。

ご利用者は次のとおり利用時に留意するものとする。

- 1) ご利用時に健康について異常があれば申し出ること。
- 2) ご利用者同士の喧嘩や他者に迷惑になる行為をしないこと。
- 3) ご利用者の私的な営業活動（宗教等も含む）はしないこと。
- 4) 設備を適切に使用すること。
- 5) 事業所の規則を遵守すること。

その他

台風等で非常警報（高齢者等避難）が発令された場合や、地震・大雨や大雪等の自然災害等で著しく環境が変化し、交通障害が発生した場合はサービスの中止及び利用時間（送迎含む）を変更させて頂く場合があります。その場合は当事業所よりお知らせします。

7. 苦情の受付について

（1）事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情解決責任者	管理者	吉元 愛未
○苦情受付担当者	機能訓練指導員 主任	佐々木 拓哉
	生活相談員 副主任	河田 三智子
	生活相談員 副主任	江本 百花

○受付時間 8：30～17：30

○電話 086-522-8330

☆面接 随時

☆苦情受付担当者は、苦情内容を確認します。

☆苦情受付担当者は苦情内容を苦情解決責任者へ報告し、苦情処理へ向けた検討会議を開催します。

☆検討会議の結果をもとに処理結果をまとめ、報告します。

☆苦情処理結果を記録し再発防止に努めるように全員に徹底します。

（2）その他事業所以外に市町村の相談苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

受付時間 月～金（8：30～17：15）（土日祝及び12/29～1/3を除く）

倉敷市介護保険課 086-426-3343

浅口市高齢者支援課 0865-44-7113

矢掛町福祉介護課 0866-82-1026

里庄町健康福祉課 0865-64-7211

（3）国保連合会苦情窓口

岡山県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理

086-223-8811

受付時間 月～金（8：30～17：00）（土日祝及び12/29～1/3を除く）

8. 秘密保持

（1）当事業所の従事者は退職後も含め、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者又は

そのご家族等の秘密を漏らしません。

- (2) 当事業所は、ご利用者又はそのご家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議においてご利用者又はそのご家族等の個人情報を用いませぬ。

9. 記録の整備

ご利用者に対する介護サービスの提供の諸記録を整備し、その完結する日から5年間保存します。

10. 虐待の防止について

ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 当事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるように支援を行います。
- (2) 当該事業所は従業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 虐待防止のための指針を整備し従業者に対し虐待を防止するための研修の実施を行います。
- (5) 当事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

管理者：吉元 愛未

11. 身体拘束の禁止

- (1) 当事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (2) 身体拘束の適正化を図るための委員会を定期的に開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備し従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を行います。

12. 衛生管理

当事業所は、感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果を従業者に周知徹底を図ります。また、指針を整備し、従業者に対し感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

13. 居宅サービス計画書等の情報提供について

サービス担当者会議の場面及び医療、保健サービス・福祉サービス等のサービス提供事業者や居

ご利用者に対する通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の提供による事故が発生した場合は、市町村、当該ご利用者のご家族、当該ご利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録いたします。

ご利用者に対する通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

3. 非常時災害時の対応

別途定める消防計画に則り対応いたします。

防火管理者 平松 洋子

通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

富田ケアセンター有限公司 代表取締役 山中 祥吉
第二富田デイサービスセンター
説明者職名
氏 名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所

利用者氏名

代筆者住所

代筆者氏名

(続柄:)